

情事
利井
静海
百
明治
太平記

十一編

下

2504
26-22



特 14 遠へ門
2504
26-22

村井静馬編輯
鮮齋永濯畫

官許

明治太平記

全

東京書林

延壽堂北發兌

明治太平記十一編卷之二

東京

村井静馬著

諸も支那ふ一大事の再び起りたりと言ふ原由茲
尋ゆるふ今と去る支三稔程前支那と魯西亜の
境ある「キアチク」と言ふ地方より北京の都まで電
信機を架ん支と則ち魯國の政府より支那の
政府に懇望あり固より支那と魯西亜との隣國
よ一と土地も續き國境とて色々み入交りたる処



明治太平記十一編

日シフニ言ニ終
何る不殊よ北京へ支那國より最も北に當り
方より魯西亜に近き所あり當今魯國の勢ひ強
く各國怕る如く支那人今魯西亜より支那國內
へ電信を架くるとは支那の内情乍ら魯國へ洩
る支那より又奈何ある大害と釀す事もや何ん
うと甚だ危ぶむ所何れ支那政府より肯て然
とども魯國みくも尚隣國の至情と述べ再び
求めふ及び一とた支那みくも謂く謝絶ふた

所や何ん我の帝國の内よ於るへ電信線を架
くる支と曾と外國へ許す支とせば尙も他國へ
此支と許可する支の何ん時より貴國へも又必
望むの如くなまむ一と確く約定と為し一と
魯國に於るへ此時より思ひ設く所や何ん
輒くあるを領承し又再び促さば折る有
らめと規ひ居たるよ今年既に日本の軍兵臺
灣に至る及び電信線の何るざる時を至

明治二十二年八月

急^{きう}に軍事^{ぐんじ}の駈^う引^{ひき}と做^しさん^{さん}支^しの不便^{ふびん}利^り多^たれば郷^{きやう}
よ魯^ろ國^{こく}と約定^{やくぎよう}と致^{いた}せし支^しの忘^{わす}れ^れを為^ならん^ん丁^{てい}株^{くわ}國^{こく}の
管^{かん}下^かの傳^{でん}信^{しん}會^{かい}社^{しゃ}と約^{やく}とありて福^{ふく}州^{しゅう}と厦^か門^{もん}の間^{あひだ}
猛^{まへう}可^かの傳^{でん}信^{しん}機^きと架^か渡^たさん^{さん}と既^まに^にその杭^か張^{ちやう}建^{けん}て線^{せん}
張^{ちやう}引^ひんと為^ならんとした豫^よは是^{これ}等^らの趣^{おもむ}きを探^{たん}索^{さく}
て居^ゐたりし支^しの時^{とき}を來^きつと魯^ろ西^{せい}亞^あより支^し那^な
の政^{せい}府^ふより此^{この}事^じと演^{えん}べ前^{ぜん}の約^{やく}束^{そく}の如^{ごと}くせんと請^{せい}求^{きう}
むらふ肝^{きま}と潰^{つぶ}して這^ころ一^{いつ}大^{だい}事^じに及^{およ}びたりと大^{だい}臣^{しん}

以下^{いげ}の諸^{しよ}官^{くわん}負^おも面^{めん}色^{しき}土^どの如^{ごと}くよありし又^{また}計^{けい}策^{さく}の
出^でる派^{はい}知^ちらむ余^あとて魯^ろ國^{こく}の需^{きよ}めふ應^{おう}じ彼^か地^ちへ
電^{でん}線^{せん}と渡^たまるとる容^{やう}易^いありざる國^{こく}害^{がい}み至^{いた}るべ
きの怕^{おそ}れゆとば終^ひに一^{いつ}ツの謙^{けん}謀^{ぼう}と施^せし這^こ回^{かい}電^{でん}
信^{しん}機^きを設^せけし福^{ふく}州^{しゅう}知^ち事^じが私^ししよ約^{やく}したる
支^しの支^しの政府^{せいふ}の曾^{そう}て知^ちらざる義^ぎありと手^て強^{きやう}く
返^{かへ}答^たを為^なたれども此^{この}儘^{まま}置^かけば虚^{うそ}妄^{やう}が顯^あはれ又^{また}
難^{なん}題^{だい}と言^い掛^からまんと急^{いそ}ぎ福^{ふく}州^{しゅう}へ使^し張^{ちやう}走^{そう}せし

明治六年己未二月



清國狼狽
 猛可よ福
 州の電信
 機と廢止
 せんとの



筒様々々の事故あり至急の電信機の普請
を止むべき趣き厳しく命ト下せしむる福
州の知事よりわづらひ嚮る政府の指揮に依り
電信會社と固く約しス迄事運をせしむる
今更止んば甚だ回き事と思へど余々々々
遅々たるきふ所は絲バ頓々附属の官吏とめて
電信會社と説諭させ先日渠等も遣へし置
たる免許状と取戻し一旦許せし誤まりなき

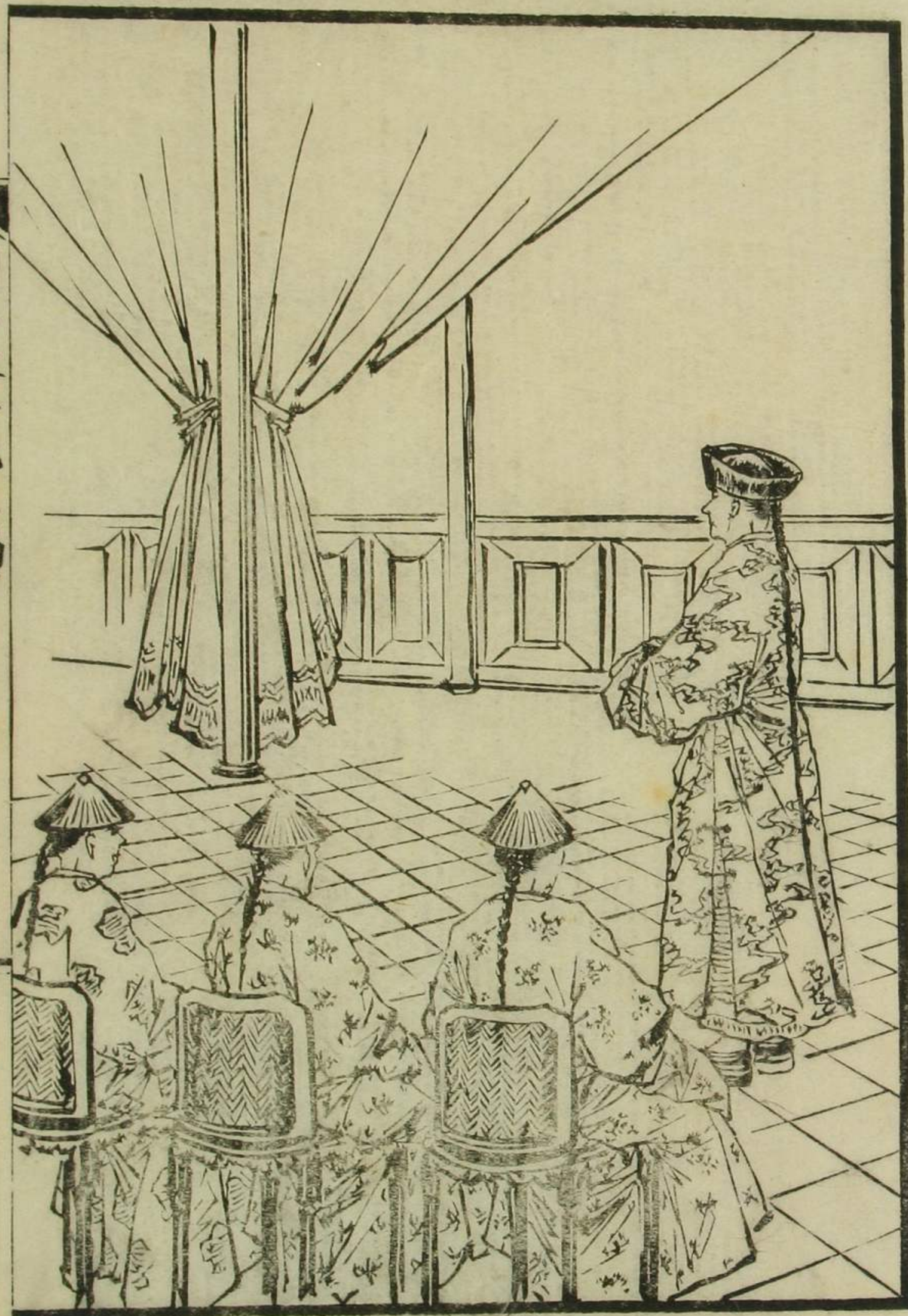
若干の金と出さし贖はん趣き談判も及ぶと
雖も會社より肯んば僕等貴國と事と約はも
私しむせし支あり移る我が本國丁赫の政府へ
此旨進達し其裁判も隨へんと返答も及び
しる知事より甚だ處置も困ト是等の次
第北京も通ト尚ほ會社の長たる者も
種々懇談もあはぶうち魯西亜もへ支那も
恠くあるべしと察せし疾くも使し丁赫も

遣りて支那より電信機の支ふつた違約の談判の
 是べとて必^く許容^せま^さる^べざる旨稟^して送りて支^はる^べ
 故^に丁^て林^の政府^のめ^くの件^の電信會社^{より}裁判^の義^を
 願^ふ及^びて却^つて支^那の政府^に逼^り違約^の旨^を
 責^問る^べ魯^西亞^{より}も支^那人^の胡^乱の返^答あり^し
 派^使者^を送^りて詰^らんと^し且^ち歐^州の國^々へも此^の赴^き
 觸^示し^て俱^ふ事^を計^らんと^しる風^聞最^も隱^をら^し
 是^の遠^くづ^づび^て支^那よ^りの彼^の臺^灣の事^件より一^層増^す

たる大騒動の興るべきの勢ひありとぞ奈何あれば
 支^那國^の一^國も大^きく人^も多^く殊^更李^鴻章^の如^き有^り
 名^の官^人あり^して事^を過^つべきふ^らぬ^に斯^く不^躰裁^の
 舉^止する^に歎^むべき^の甚^だし^きあり^し這^の外^邦の事^件に
 一^と我^が関^係する^に所^なら^ずね^ど因^ふふ^をと^記せ^りあり^し
 介^はる^に柳^原公^使の臺^灣の一^舉ふ^つた^の事^を首^と
 尾^{より}果^て後^更ふ^に十一月^{廿九}日^支那^皇帝^に謁^{せん}と^從
 者^と引^俱し^て車^に乗^りて^し王^室に^到る^に總^理大^臣と^れと

迎へる時應宮と言へるふ誘ひ爰めく姑く憩休の間
 種々の料理と差出せる饗宴一最も懇懃なう恁くまう
 公使と引導ひ帝座の前ふ至るふぞ公使即ち頌詞と述
 べ辞終りく携へ来り一國書と出りく呈ぐれば清帝ふ
 も又我々皇帝の安否と問せらるるなどの一條勅語有り
 則ち國書と収めらるれば公使へ禮を厚うしと稍其席と
 退りて夫より總理衙門に至れば這所みくも又饗應有り
 斯る次の日柳原氏より支那政府の諸大臣及び各国の

公使等ふ辞別と告ぐ遂ふ北京と發途せりとは左右
 横濱に着港し及むれば朝廷乃ち大隈参議稿本
 式部權助より公使の着岸と迎へて是ふ於て柳原氏
 より参議等と侶俱ふ蒸氣車ふち乗らるる程なく
 皇居ふ至らるれば天顔殊よりくあて王座間近く
 召せらるる其勞と慰し功と賞する最懇ある勅語有り公使
 天恩膽み銘ト有難き旨御受りて我が邸宅めを飯
 らせらる實ふ臺清の一挙たる容易き事なる大事件とて



明使大平言二終



柳原公使
國書と齎
て支那
皇帝に謁
見を

明使大平言二終

七

斯く速く不結局ふ及ぶ一と見へざり一不是偏り
大久保大臣柳原公使西郷都督と名どめと一と隨
従の諸官負海陸兩軍の將士等が海外に在りて勞苦
屈せざ機に臨み變ふ應にあめく善く其職務を盡
せり忠肝義膽に依る所にして又是皇威の異邦まで
震ひ輝く故あるべし斯の如く小事治まるうち明治
七年も一の暮に長閑き年と迎ゆる程に皇國を
まほしく穩りりて諸民開化し進み行く最も芽出度

御世あるふ今稔九月の中浣に至り又朝鮮小事起
りり弁と麼ゆと尋ねるふ抑朝鮮と言へる國に則ち
支那の東方に當りて紀元最も古き國あり往古に
君といふ者もなく道も教へもあらず一不適一個の神
人あり太白山と言ふ山あり檀木の下に降り立ち
立る君とま一其檀木の下に降りて成りて頭て檀君と
稱せりと檀君爰に王たり及びこの國の名を朝鮮と
号し平壤といふ所を都せり時小唐堯二十五年といふ

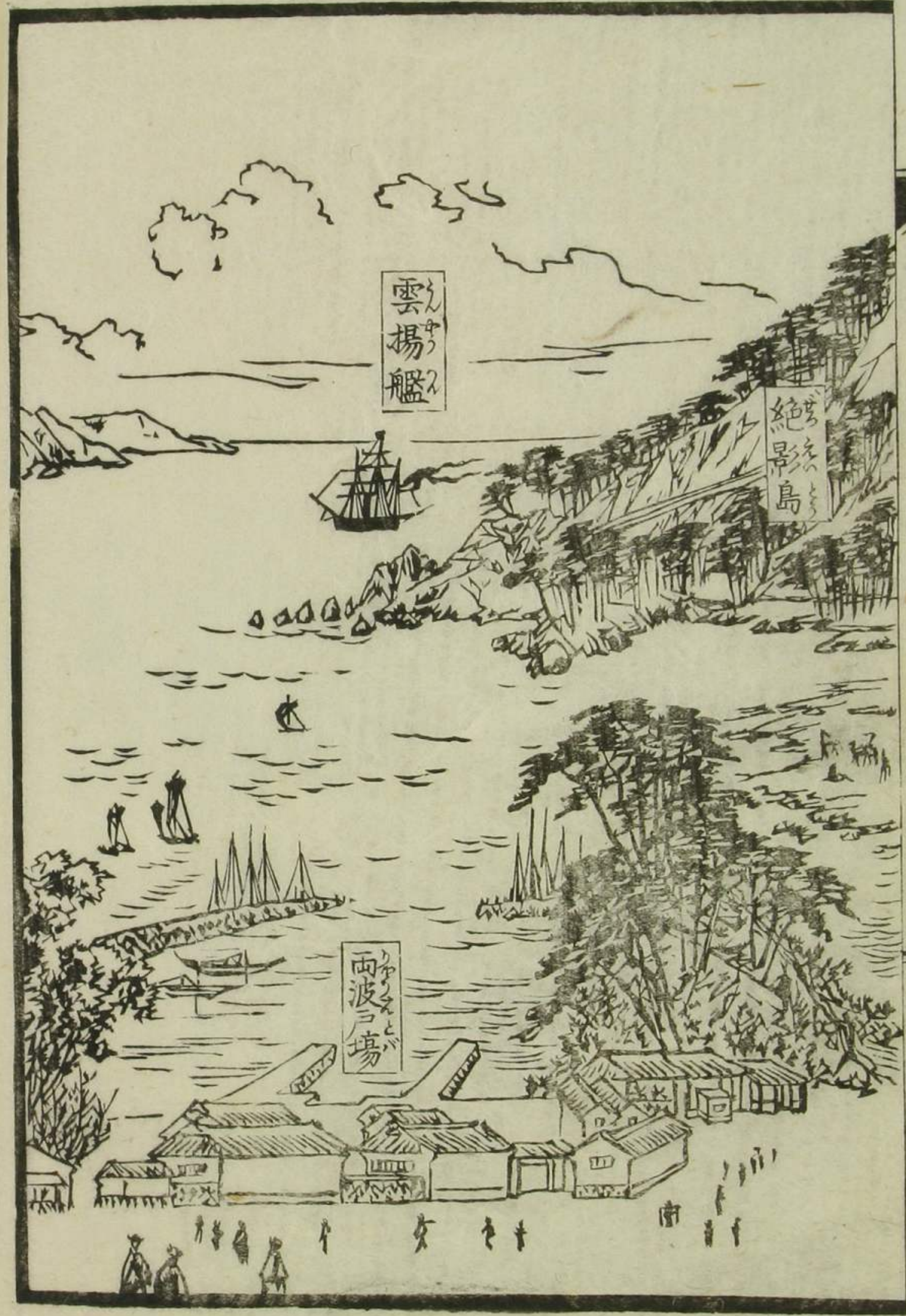
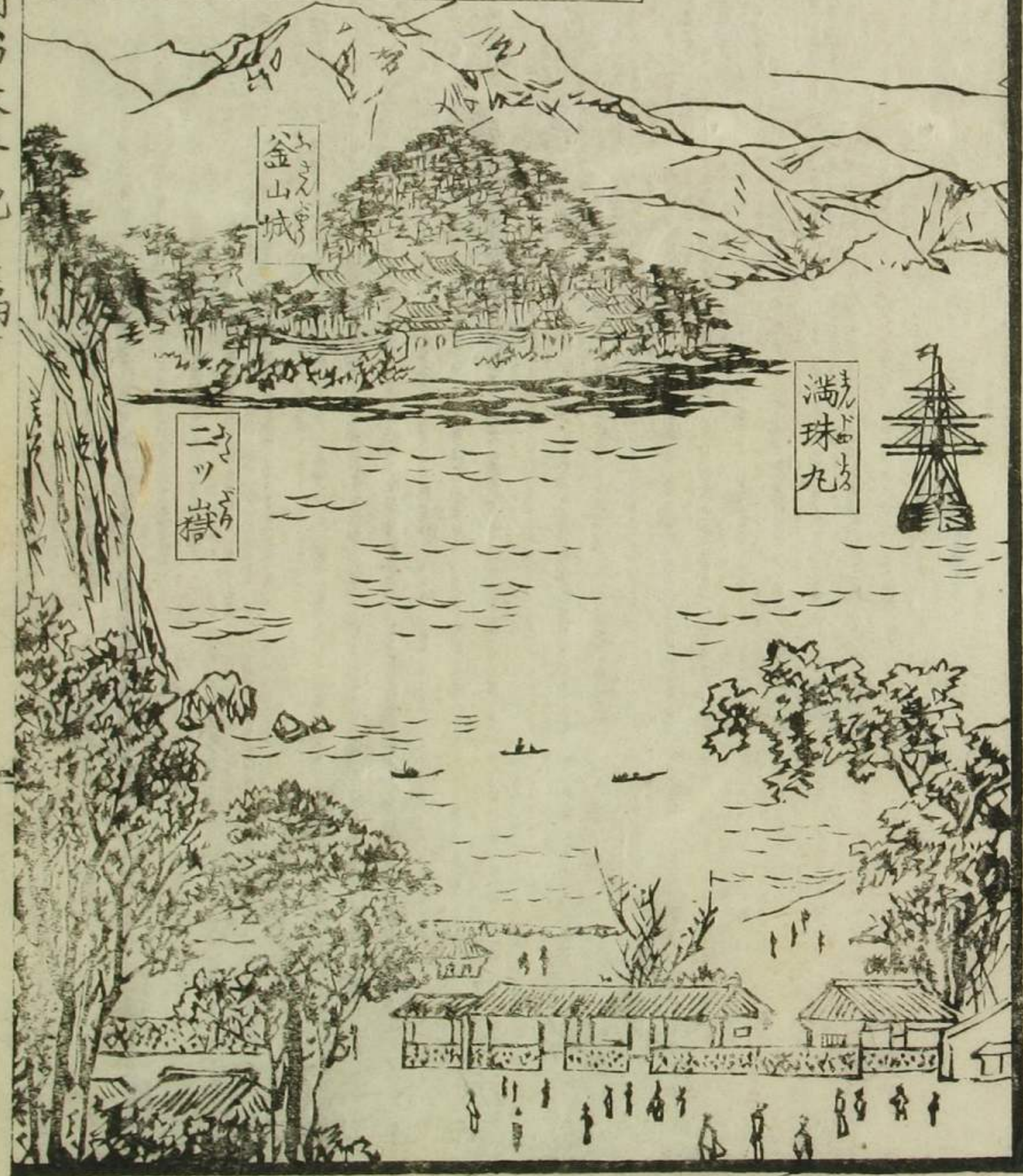
是より千百十二年と経て周の武王元年に箕子と朝鮮
 封を箕子の後孫國と保つ事四十一代漢の惠帝元
 年み至りて其国乱して三韓とある所謂馬韓辰韓辨韓
 是より此三韓より何れも一人の王ありて三王並び立の
 勢ひあり是み至りて一度朝鮮といふ名称止むに恃て
 在る事八十余年漢の武帝元封三年み漢兵の爲よ
 逼らんとて遂に三漢共よ滅び漢帝より四郡張立つ
 則ち樂浪今の平壤臨屯今の遼陽玄菟今の咸興真番咸鏡北是あり

後二十七年と経て漢の昭帝始元五年に四郡張
 改めと二府とせり則ち玄菟真番の二郡と合せて平
 勃都督府と一樂浪臨屯の二郡と合せて東府都督
 府と一昭帝との二府と置てより四十六年の後よ至り高
 句麗の始祖朱蒙といふ人兵を起して漢兵を追ひ退け
 件の二府と攻取りて是より又三國とある三國とい
 新羅高句麗百濟是あり斯く三國鼎足の勢ひあり
 國と保つて稍久し
 此年歴不同なりて詳あり
 然るも秦國の臣

小一と王建と言へる人後梁の均王の貞明四年此国と
 襲ふて攻平らげ彼三國と一ふ一と自うと王とあるふ
 及びく松岳との地よ都一山高水麓の義と取りて
 國の号と高麗と称せり斯と王建より三十二世恭讓
 王と喚るへ其性暴惡不道なる小刺へ支那ふ皆きて
 無謀の兵と起さんとせり時ふ咸鏡道咸興の人ふと
 李成珪と言へるりう武徳識量衆よ秀で其頃既よ
 大將軍たり因て屢恭讓王の暴道を諫むととも毫

をりもとと成聽る日ふ乱行の募る依りて国民
 擧げり王と惡と渠が始祖王建へ是秦國の亡臣あり
 とて遂ふ恭讓王と江華嶋に遷一群臣李成珪が徳と
 慕ふと推てあはれ王とせり成珪位ふ即くふ至りて
 復國号と朝鮮と改む今の朝鮮則ち是より時ふ明の
 洪武廿五年とと始め檀君が此国ふ君たり一より今の
 朝鮮の太祖珪元年迄共ふ三千七百廿五年とふ此年
 歴の間或は日本不服する時り或は支那よ属する時

雲揚艦
 本邦と
 蕨朝
 釜山
 入山
 3 灣
 2 圖



明
 沈
 大
 平
 言
 二
 終
 下

有り又或ハ支那の為ニ地ヲ奪ハレ一更モ有り又時と
 あり之ハ小背キテ獨立ニセ一更モ有り一ガ彼李成珪ガ
 王より一ヨリ盟ツク明國の臣ナラント請フ余ハ清の
 代ヨリ至リても貢と捧げ謚と受け即位と許されなどある
 程ニ年號曆の如キム於とも渠ヨリ總ク奉ケ用イぬ
 然れども衣服と頭髮ハ明朝の制度と守リて國體
 と變ズ更ハ國と俱ニ為さんと云ふとぞ又成珪の
 掟有りて西支那との禮と失ハズ東日本との信ヲ失ハ

ぞんハ我ガ國體と損ズ更ニ李氏成珪の姓ハ萬代
 國と保ツベ一とあり然るニ去ル文祿元年秀吉兵強
 朝鮮ニ向ケテ八道と蹂躪一王城と拔キ王子を虜
 一既ニ功成ルニ至ラント一秀吉薨セラルルニ
 依リ朝鮮の兵と引ルニ及ベリ徳川氏のとて一
 至リ無事と專ラルニ至ルニ萬般渠と説諭セ一
 一ハ再び隣交の好ミヲ結ビ頗ル信と表シそれニ裡
 一ハ雙言と含めりとぞ只夫のニ一ハ朝鮮

基^{もと}偏^{へん}固^この國^{くに}より祖^そ先^{せん}以^い來^{らい}の弊^{へい}風^{ふう}を守^{まも}り事^{こと}を
改^か正^{せい}ま^まる^ると好^よま^まげ^げ然^{しか}る^る故^ゆに維^い新^{しん}の後^{のち}驟^ある^るふ聖^{せい}論^{ろん}
を賜^{たま}ふ^ふと雖^いも渠^{きょ}舊^{きゅう}式^{しき}は異^いあ^ある^る故^ゆに論^{ろん}ト^とこ^{こと}を
納^いと^とぎ^ぎる^るの^のと^とあ^ある^る禮^{れい}と我^{われ}が朝^{てう}ふ失^しま^まる^る又^{また}
擧^あげ^げて^て救^{きう}ふ^ふべ^べる^るは是^これ^れに於^おて本^{ほん}邦^{かう}の壯^{さう}士^し等^ら頻^{ひん}り^り
渠^{これ}が不^ふ禮^{れい}と怒^{いか}り^りて征^{せい}幹^{かん}論^{ろん}我^{われ}主^{しゅ}張^{かう}ま^まる^る者^{もの}往^{むか}々^々
ま^まる^る勘^{かん}々^々と^と孫^{そん}と^と朝^{てう}廷^{てい}此^この議^ぎと採^{さい}給^{たま}は^はる^る理^り事^じ官^{くわん}
森^{のり}山^{やま}茂^{しげ}と^と彼^{かの}國^{こく}に遣^つは^はる^る論^{ろん}ト^と以^もて兩^{りゆう}國^{こく}の

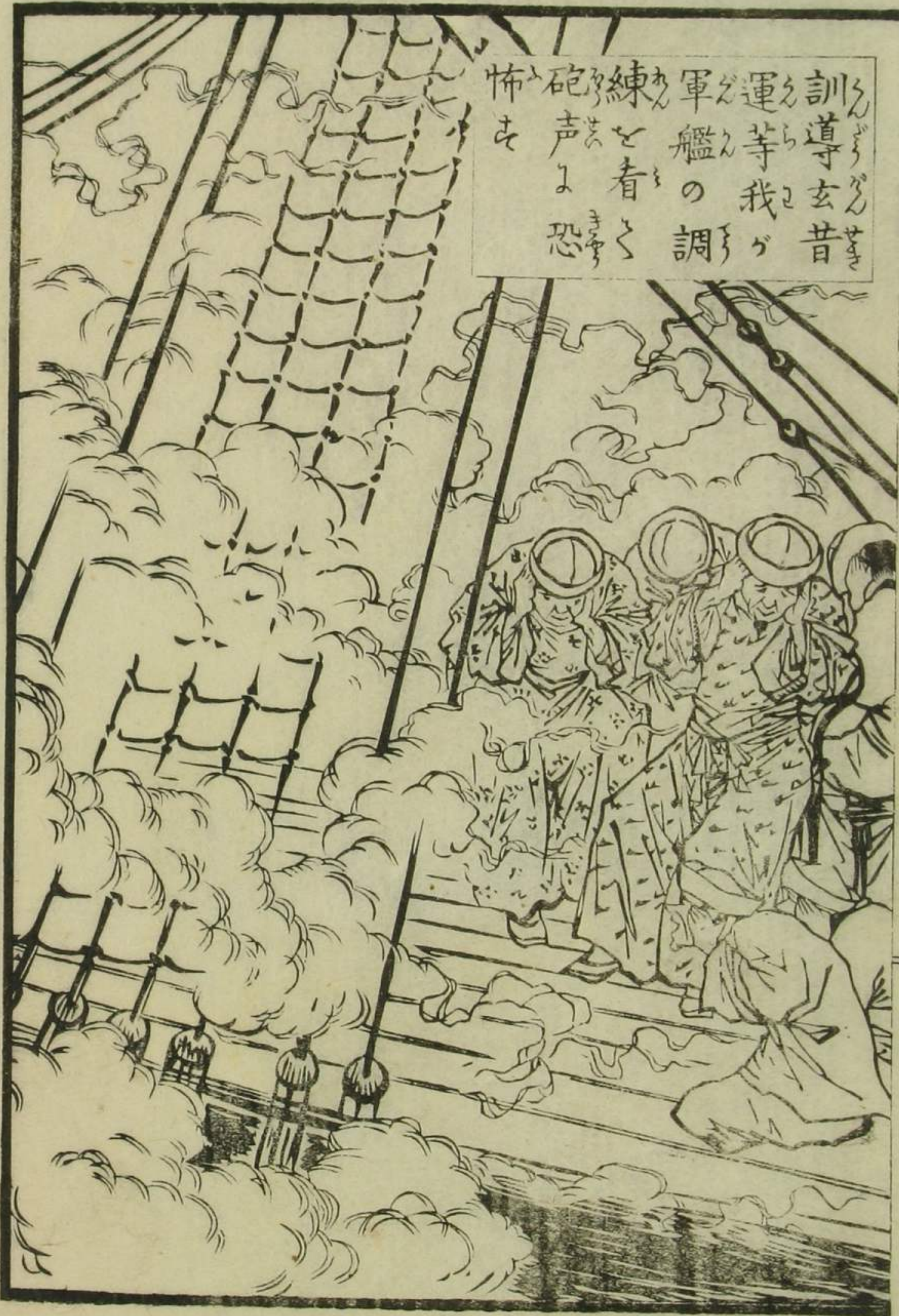
交^{かう}誼^ぎと全^{ぜん}う^うせんと為^なら^るる談^{だん}判^{ぱん}い^いま^まど整^{せい}ハ^ハぎ^ぎる^るふ
又^{また}測^{そく}ら^らる^る支^し起^きま^まる^る今^{いま}総^{そう}八^{はち}年^{ねん}明^{めい}治^ち五^ご月^{げつ}雲^{うん}揚^{やう}丸^{まる}と^と言^いへ^る
軍^{ぐん}艦^{かん}我^{われ}が對^{たい}馬^まより朝^{てう}鮮^{せん}國^{こく}の海^{うみ}路^ろを研^{けん}究^{きゅう}ま^ます^すの旨^{あじ}
朝^{てう}命^{めい}を奉^{ほう}た^たま^まる^る其^{その}月^{げつ}十^{じゅう}日^{にち}品^{しん}川^{がわ}を護^ご一^{いつ}と路^ろを^をぐ^ぐ
所^{ところ}々の港^{みなと}に立^た寄^より廿^{にじゅう}二^に日^{にち}に對^{たい}馬^まの國^{こく}嚴^{げん}原^{げん}に着^{ちやく}岸^{がん}に
廿^{にじゅう}四^し日^{にち}ふ同^{どう}所^{しよ}と出^いで^で翌^{よく}日^{にち}既^{すで}に朝^{てう}鮮^{せん}國^{こく}釜^か山^{さん}灣^{わん}あり
草^{そう}梁^{りやう}の我^{われ}が公^{こう}館^{くわん}の沖^{おき}に錨^{いろう}と投^なげ^げる^る傍^{かた}に濟^{せい}中^{ちゆう}の景^{けい}況^{かう}と
見^みる^るふその風^{ふう}景^{けい}最^{さい}も好^よく所^{ところ}々^々に夥^{おほ}多^たの小^こ島^{しま}ら^らる^る中^{ちゆう}

ふも絶影島と言へるの島の形大のふーと山の高さ
 三百尺許り此島は一社あり俚俗祢へと朝比奈の社
 とつゝ其他人家へ甚ど尠く茲ふ多くの馬と牧へり
 因て一名牧の島とも言ふとを釜山城の北ふ方りと
 小高き山の中央に在り我が公館の海岸と去る事僅り
 ありと又是小高き所あり這所は理事官森山少丞
 其他の官員在勤しと屋の棟多く立並び中より
 日章の旗翻り尚濱手より番所あり上下二ヶ所の

波戸場と設けと和船数艘と茲は繋ぎ公館附属
 備へ置る蒸気満珠丸とる船の沖の方へ碇泊せり
 諸々の件の雲揚艦は此沖に滞留する度つゞ幾
 許もわらざるふ六月十二日ふ至りて第二の軍艦丁卯
 丸測量の命と奉り又此湾に乘入りたり時朝鮮
 ありと訓導と言ふ官と命と名と玄昔運と言へる
 人豫て我が軍艦を縦覧ふたは望とあり然るふ
 二艘の軍艦の入湾する事ある故則ち来艦あり



訓導玄昔
運等我
軍艦の調
練と看
砲声よ
怖ま
恐



船の上の音案内及び一々次の日訓導玄昔運ハ
 次官の面々及び兵隊数十名と率へ端船より乗リ
 雲揚艦より来るみぞ朝鮮よりも訓導ハ三位の
 位より更や艦長自より出迎ひ互ひ一禮終りそ
 後一室より誘ひ茶碗出菓子碗勧めと姑く
 茲は饗一たる頃之甲板の上は伴ハ大砲その
 餘の器械など皆夫々見せたる後尚戦争の調練を
 見まじきの音と示し第二の軍艦丁卯丸へも乍ち

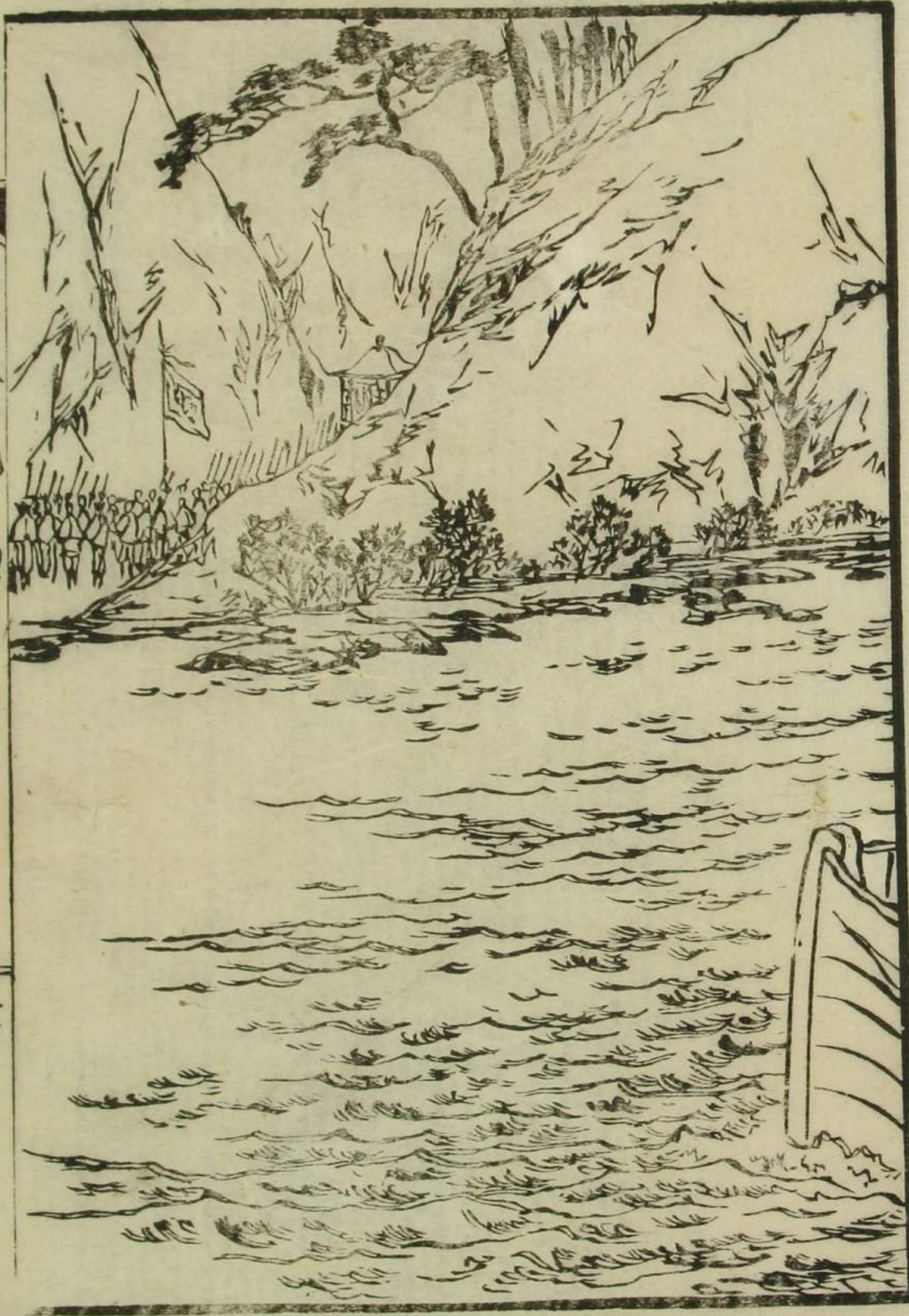
暗號は及びたり訓導も何とや迷惑らした
 体あり一と遠がみ辞む更と得ぎ餘義なく見
 物なせりうち猛可よ喇叭と吹き立ちや否や数多の
 兵上等忽然と甲板の上み顯され出彼艦長の指揮み
 随ひ直ちみ數門の大砲と放るば砲声四方み響き渡
 るく之が為は山も動き海も湧うと思されり時
 第二卯鑑よりもとまは應じて発砲せし二艦の
 砲烟天と覆ひ宛然百千の大雷の一時は落るをうりある

あぞ訓導及び次官の面々その他兵卒等に至るまで此
砲声よ驚き怕しくおのく手とりて耳を覆ひ面色土の
如くふ変トる戦へ顛き居たり一が漸次ふ烈しくある
勢ひふ訓導いらや堪りぬらん傍ふ扣へ日本通詞
の袖と頬りふ引動ううと退艦ありとる変と請ふあぞ
通詞ハ渠等が恐怖の躰且つ退艦と望めるうと箇
様々々と艦長よ告とべ此時訓練央に至らば是より
互ひふ激戦よ及ぶべきの所あると恸まを渠等が怕るて

推て為んも憫然ふおのひ止発の喇叭と吹うあむとば
此船も丁卯鑑も乍ち発砲と止めたり是ふおのく訓導
等ハ耳と覆ひ一手と離し始めく蘇生したるが如く
此時ま艦長が火災の訓練と見せんとく乍ち早鐘張
打鳴せ兵士等或ハ防火隊とあり或ハ唧筒隊とあり
前部後部よ走まらう唧筒隊ハ唧筒めて海水と
揚る亭甲板より数十尺防火隊ハ此水うく消防と倣
せらみど號令規則その度不愜ひく目と駭まをうりあを

一が暫時ふしき事果たり訓導等ハ此調練の終りふ
至ると見るや否や艦長ハ暇と告て雲揚艦を退き一が丁卯
鑑も縦覧ありき響み約定せ一更ハ訓導等ハ止と
得ぞ又其船に至るめぞ丁卯丸の艦長ハ迎へる室ハ誘
とんとまれど又大砲と放ちやせん甚と怖る心われ固く
辞を室ハ入らむ怖々あざ甲板上と些をり看歩行
つ辞短くふ口誼し逃るが如く退きたりとぞ奈何あれ
ハ玄昔運ハ其身訓導ハゆりて西國の交際とを扱ふ

船ハ職務ありふ僅くハ數發の砲声ハ駭き自己をり
ハ非常の護りふ引俱し来りハ兵卒等ハおのく倦る
挙止ハ評するふ尚辞ありハ介ハ雲揚艦ハ姑く釜山
湾ハ碇泊せ一が同月十九日此地と發し東海岸の
北ハ方ハ咸鏡道の方と廻り左右ハ廿七日慶尚道の内ハ
わい地名と「ウソツキ」とり其湾中ハ着帆せり因ハ次の
日艦中より士官三名端船ハ乗りて此海岸ハ上陸せ
ふハ幾程もゆりて那方ハ當り忽然と鉦鼓烈



田代山平



韓兵我
士官の上
陸あり依
怪之と
詰問せん

田代山平

鳴渡り數百の韓兵寄せ来りしが中めを首將と思
きぐ身み薄赤色の服と着し揚輿みみん打乗りたる
其状頗る尊大み權を示せる如くあるが近寄る俛み我
士官等と甚ど怪しむ気色あり必竟件の韓兵等が士
官み對し何と云ふ開へ次の編み記載あると
看て知るべし

明治太平記十一編卷之二終

版權免許明治九年二月廿四日

第六大區八小區

本所外手町十八番地

著者 村井靜馬

第一大區六小區

日本橋通二丁目四番地

版主 小林鉄次郎藏

東京 書肆

明治太平記

